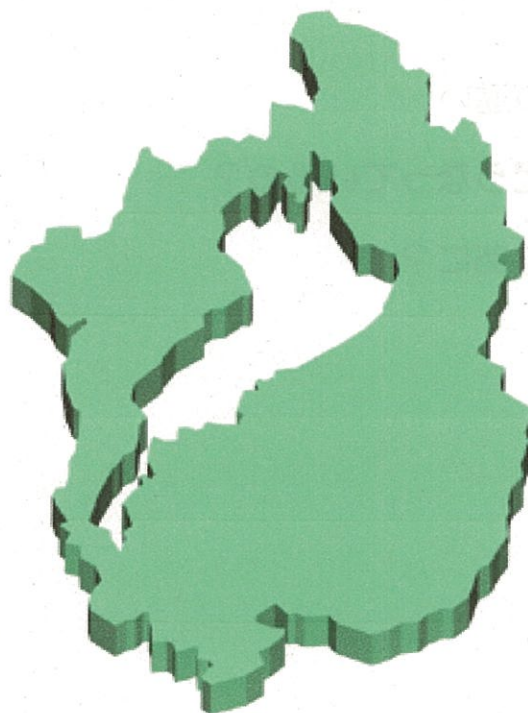


資料 2

総務・企業常任委員会資料
平成 25 年(2013 年)11 月 22 日
総 務 部 人 事 課

滋賀県職員の給与の仕組み



滋賀県総務部人事課

目次

Q1：職員の給与って、いくら支給されるの？

【解説1】給与

【解説2】給料表

【解説3】職員数の推移

Q2：職員の給料はどうやって決めているの？

【解説1】人事委員会勧告

Q3：新聞では公務員の給与が民間企業より高いと報道されているけど、どうなの？

【解説1】各種調査の違い

Q4：給与のカットはどうなっているの？

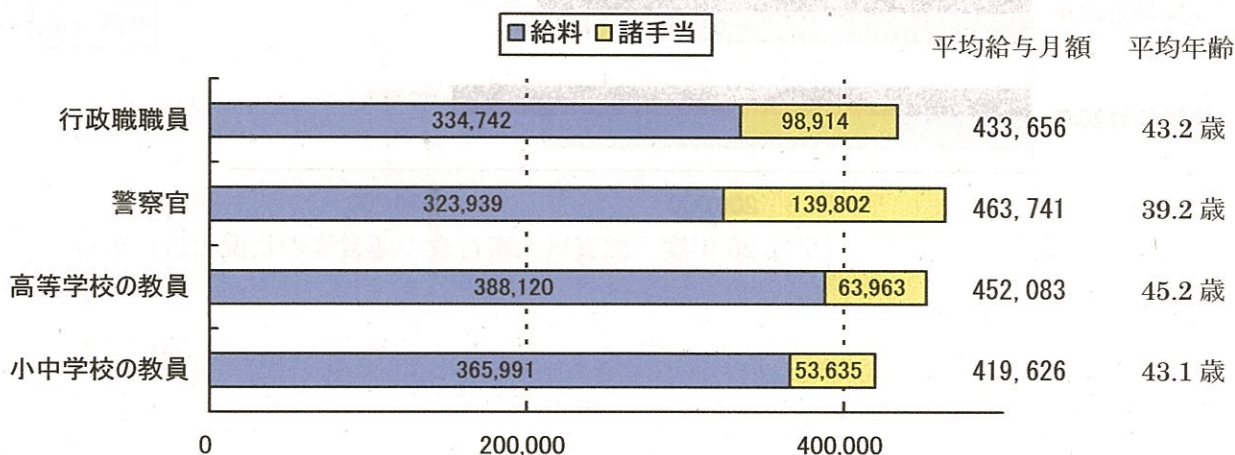
Q5：地域手当って、なあに？

参考

Q1：職員の給与って、いくら支給されるの？

A 1：行政職の職員の平均給与月額は 433,656 円です。その他の職員については、以下のとおりです。（平成 24 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

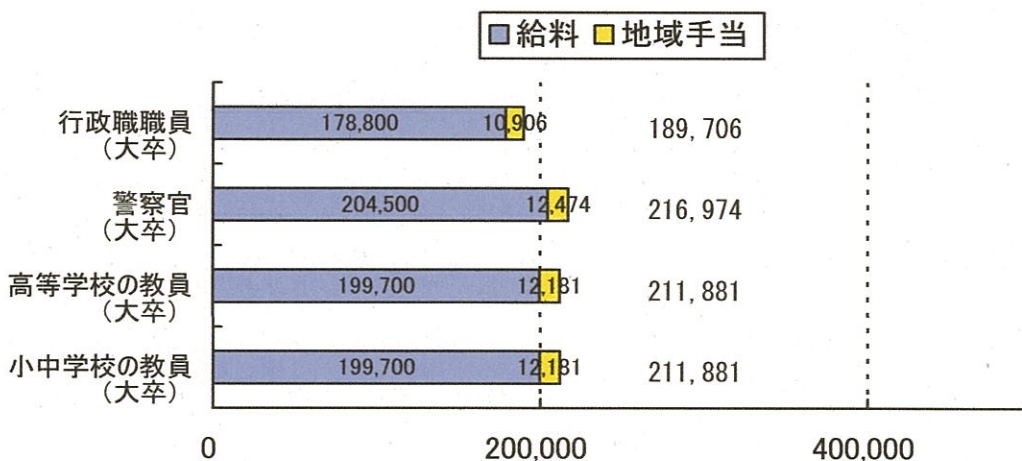


※ 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など毎月支払われる手当の額を合計したものです。（期末・勤勉手当、退職手当は除きます。）

（平成 24 年度「滋賀県の給与・定員管理等について」から）

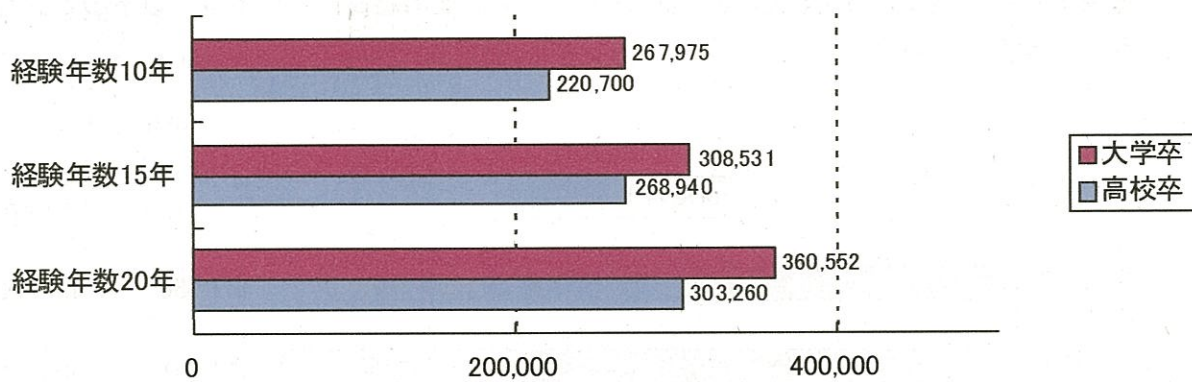
初任給については、以下のとおりです。（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）



また、行政職職員の経験年数に応じた給料の平均月額は以下のとおりです。(平成 25 年 4 月 1 日現在、特例条例による減額後)

(単位：円)



(平成 25 年度「滋賀県人事行政の運営等の状況公告」から)

【解説1】給与

滋賀県職員の給与は、条例で定められており、給料および諸手当から構成されています。
 ※滋賀県では、給与の減額措置を実施しています。詳しくは「Q4：給与のカットはどうなっているの？」をご覧ください。

県職員に、毎月きまって支給するものは、

- ・ 給料 (→【解説2】参照)
金額は、条例にある「給料表」に定められています。
- ・ 地域手当 (→「Q5」参照)
勤務地による民間賃金の水準差を調整するために支給される手当です。平成25年4月1日現在の県内の支給率は6.1%です。(東京都特別区に勤務公署がある場合は17.1%、医師および歯科医師は15%)
- ・ 通勤手当
公共交通機関利用者には、定期券・回数券代を、自動車・二輪車利用者には距離に応じた手当を支給します。
- ・ 扶養手当
配偶者については13,000円を、配偶者以外については6,500円(配偶者がいない場合の1人目は11,000円)を支給します。(16歳～22歳の子については、5,000円の加算があります。)
- ・ 住居手当
借家・借間については家賃に応じて月額30,000円以内を支給します。
- ・ 管理職手当
管理職員の職責に応じて支給します。
行政職給料表適用職員の場合は以下のとおりです。

区分	級	手当額	区分	級	手当額
本庁の部長等	9級	130,300円	左記の区分に該当しない地方機関の長	6級	51,000円
本庁の次長等	8級	94,000円		5級	48,400円
本庁の課長等	7級	79,700円	県税事務所の課長等	6級	42,500円
本庁の参事等	6級	68,000円		5級	40,400円

- ・ 時間外勤務手当および休日勤務手当(教育職には支給されません。)
- ・ その他
職務内容によっては、「初任給調整手当」(医師、獣医師)、「義務教育等教員特別手当」(教育職)等が支払われます。
 単身赴任の場合は「単身赴任手当」が支払われます。
 勤務の実績等により「宿日直手当」「夜間勤務手当」「特殊勤務手当」「農林漁業普及指導手当」、「管理職員特別勤務手当」が支給されます。

毎月きまって支給するもの以外に

年に2回（6月と12月）

- ・ 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）

平成25年度の支給割合は、次のとおりです。

	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.225月分	0.675月分	1.90月分
12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分
合計	2.6月分	1.35月分	3.95月分

※ 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

平成23年度の一人あたり平均支給額（全職員）は、年間172万円となっています。

退職するとき

- ・ 退職手当（いわゆる退職金）

勤続年数や退職事由（「普通退職」「定年退職」「勸奨退職」等）によって支給額が異なります。

平成24年度に退職した職員に支給された退職手当の一人あたり平均支給額（全職員）は、勸奨・定年退職が2,559万円、それ以外の事由による退職が609万円となっています。（平成25年度「滋賀県人事行政の運営等の状況公告」から）

退職手当の基本額支給率

【平成25年1月1日～】

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自己都合	23.03月分	32.83月分	46.55月分
勸奨・定年	28.7875月分	38.955月分	55.86月分

【平成25年10月1日～】

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自己都合	21.62月分	30.82月分	43.7月分
勸奨・定年	27.025月分	36.57月分	52.44月分

【平成26年7月1日以降】

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分
勸奨・定年	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分

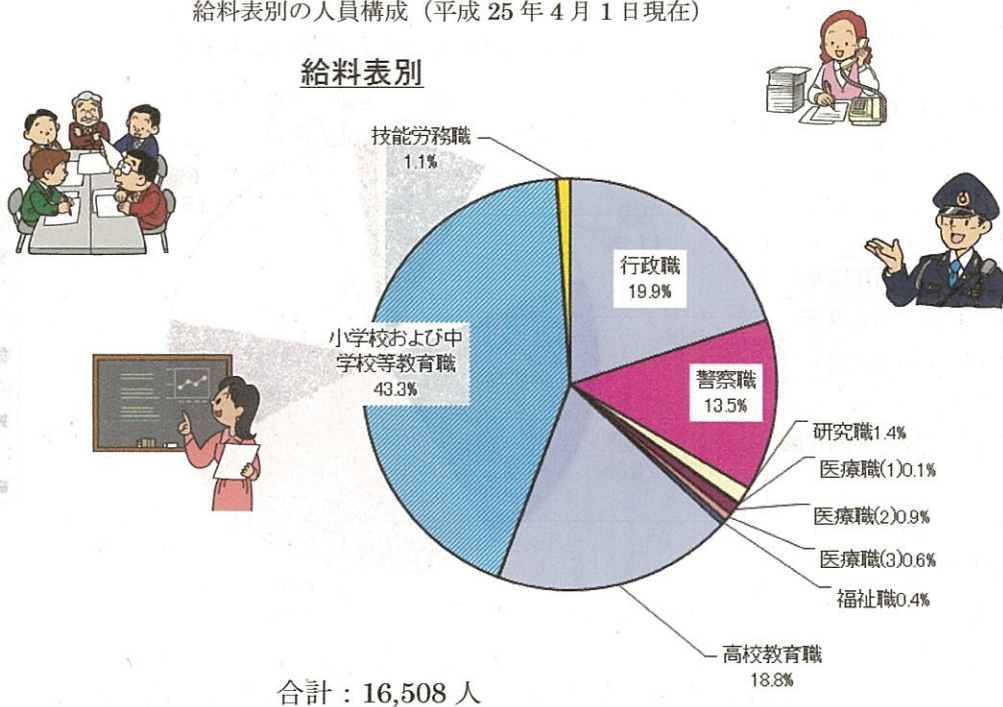
※ 支給率については、平成25年1月1日以降段階的に引き下げます。

【解説 2】 給料表

行政職や研究職などその仕事の種類や内容に応じて9種類の「給料表」があり、この給料表に基づいて、職員に毎月の給料が支払われます。

給料表の名称	該当する職員
行政職給料表	県庁や学校等の事務職員、土木等の技師、児童福祉司 など
警察職給料表	警察官
研究職給料表	試験研究機関の研究者 など
医療職給料表（1）	医師、歯科医師
医療職給料表（2）	放射線技師、栄養士、獣医師、薬剤師 など
医療職給料表（3）	看護師、保健師、助産師
福祉職給料表	児童指導員、自立支援員、保育士 など
高等学校等教育職給料表	高等学校の教員
小学校および中学校等教育職給料表	小学校および中学校の教員
技能労務職給料表	自動車運転士、電気技術員、調理師、道路管理技術員、動物管理技術員 など

給料表別の人員構成（平成 25 年 4 月 1 日現在）



（平成 25 年 職員の給与等に関する報告および勧告 参考資料から）

例えば、行政職給料表の構造は以下のとおりです。

別表第1 (第9条関係)

行政職給料表

職員の区分	職級の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	136,000									
2	136,000									
3	137,000									
4	138,000									
5	140,100	150,000	230,000	270,000	300,000	320,000	330,000	330,000	330,000	330,000
6	141,200	154,000	232,100	272,200	302,300	322,300	332,300	332,300	332,300	332,300
7	143,300	156,400	234,600	274,700	304,800	324,800	334,800	334,800	334,800	334,800
8	145,400	158,800	237,100	277,200	307,300	327,300	337,300	337,300	337,300	337,300
9	147,500	161,200	239,600	279,700	309,800	329,800	339,800	339,800	339,800	339,800
10	149,600	163,600	242,100	282,200	312,300	332,300	342,300	342,300	342,300	342,300
11	151,700	166,000	244,600	284,700	314,800	334,800	344,800	344,800	344,800	344,800
12	153,800	168,400	247,100	287,200	317,300	337,300	347,300	347,300	347,300	347,300
13	155,900	170,800	249,600	289,700	319,800	339,800	349,800	349,800	349,800	349,800
14	158,000	173,200	252,100	292,200	322,300	342,300	352,300	352,300	352,300	352,300
15	160,100	175,600	254,600	294,700	324,800	344,800	354,800	354,800	354,800	354,800
16	162,200	178,000	257,100	297,200	327,300	347,300	357,300	357,300	357,300	357,300
17	164,300	180,400	259,600	299,700	329,800	349,800	359,800	359,800	359,800	359,800
18	166,400	182,800	262,100	302,200	332,300	352,300	362,300	362,300	362,300	362,300
19	168,500	185,200	264,600	304,700	334,800	354,800	364,800	364,800	364,800	364,800
20	170,600	187,600	267,100	307,200	337,300	357,300	367,300	367,300	367,300	367,300
21	172,700	190,000	269,600	309,700	339,800	359,800	369,800	369,800	369,800	369,800
22	174,800	192,400	272,100	312,200	342,300	362,300	372,300	372,300	372,300	372,300
23	176,900	194,800	274,600	314,700	344,800	364,800	374,800	374,800	374,800	374,800
24	179,000	197,200	277,100	317,200	347,300	367,300	377,300	377,300	377,300	377,300
25	181,100	199,600	279,600	319,700	349,800	369,800	379,800	379,800	379,800	379,800
26	183,200	202,000	282,100	322,200	352,300	372,300	382,300	382,300	382,300	382,300
27	185,300	204,400	284,600	324,700	354,800	374,800	384,800	384,800	384,800	384,800
28	187,400	206,800	287,100	327,200	357,300	377,300	387,300	387,300	387,300	387,300
29	189,500	209,200	289,600	329,700	359,800	379,800	389,800	389,800	389,800	389,800
30	191,600	211,600	292,100	332,200	362,300	382,300	392,300	392,300	392,300	392,300
31	193,700	214,000	294,600	334,700	364,800	384,800	394,800	394,800	394,800	394,800
32	195,800	216,400	297,100	337,200	367,300	387,300	397,300	397,300	397,300	397,300
33	197,900	218,800	299,600	339,700	369,800	389,800	399,800	399,800	399,800	399,800
34	200,000	221,200	302,100	342,200	372,300	392,300	402,300	402,300	402,300	402,300
35	202,100	223,600	304,600	344,700	374,800	394,800	404,800	404,800	404,800	404,800
36	204,200	226,000	307,100	347,200	377,300	397,300	407,300	407,300	407,300	407,300
37	206,300	228,400	309,600	349,700	379,800	399,800	409,800	409,800	409,800	409,800
38	208,400	230,800	312,100	352,200	382,300	402,300	412,300	412,300	412,300	412,300
39	210,500	233,200	314,600	354,700	384,800	404,800	414,800	414,800	414,800	414,800
40	212,600	235,600	317,100	357,200	387,300	407,300	417,300	417,300	417,300	417,300
41	214,700	238,000	319,600	359,700	389,800	409,800	419,800	419,800	419,800	419,800
42	216,800	240,400	322,100	362,200	392,300	412,300	422,300	422,300	422,300	422,300
43	218,900	242,800	324,600	364,700	394,800	414,800	424,800	424,800	424,800	424,800
44	221,000	245,200	327,100	367,200	397,300	417,300	427,300	427,300	427,300	427,300
45	223,100	247,600	329,600	369,700	399,800	419,800	429,800	429,800	429,800	429,800
46	225,200	250,000	332,100	372,200	402,300	422,300	432,300	432,300	432,300	432,300
47	227,300	252,400	334,600	374,700	404,800	424,800	434,800	434,800	434,800	434,800
48	229,400	254,800	337,100	377,200	407,300	427,300	437,300	437,300	437,300	437,300
49	231,500	257,200	339,600	379,700	409,800	429,800	439,800	439,800	439,800	439,800
50	233,600	259,600	342,100	382,200	412,300	432,300	442,300	442,300	442,300	442,300

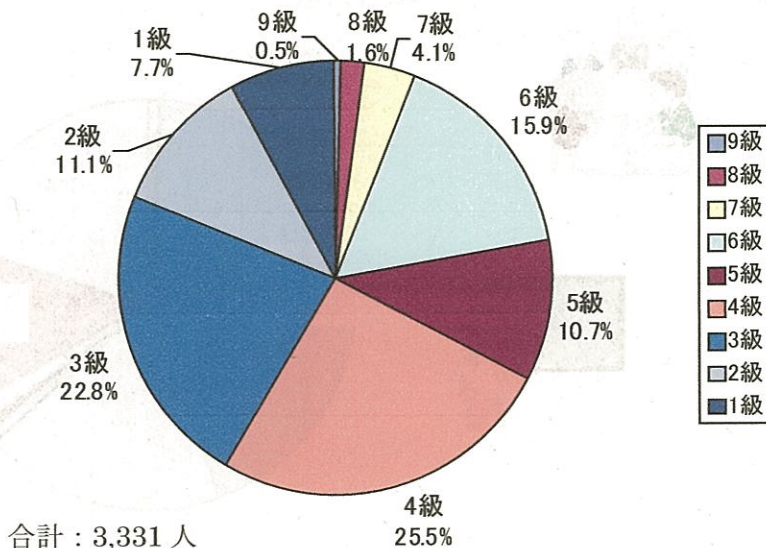
職責に応じて級が上がります。

毎年の昇給に応じて号給が上がります。

- 1級： 93号給 (243,700円) まで
- 2級： 125号給 (307,800円) まで
- 3級： 113号給 (354,700円) まで
- 4級： 93号給 (388,300円) まで
- 5級： 85号給 (400,600円) まで
- 6級： 77号給 (422,600円) まで
- 7級： 61号給 (456,200円) まで
- 8級： 45号給 (478,200円) まで
- 9級： 41号給 (537,700円) まで

行政職職員の級別人員構成 (平成 25 年 4 月 1 日)

区分	標準的な職務内容
9級	部長
8級	部次長
7級	本庁の課長
6級	参事、課長補佐 (困難職務)
5級	課長補佐、主幹 (困難職務)
4級	主幹、副主幹 (困難職務)
3級	副主幹・主査 主任主事・主任技師 (困難職務)
2級	主任主事・主任技師 主事・技師 (困難)
1級	主事・技師



(平成 25 年度「滋賀県人事行政の運営等の状況公告」から)

【解説3】職員数の推移

給料等の減額措置と併せて、法令で定員が定められている警察官と教員以外の一般行政部門の職員を計画に基づき、削減しています。

(単位：人)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年度	平成25年度		
一般行政部門		3,024	2,991	△ 33	事務事業の見直しに伴う減等
教育部門 (教育委員会教育長を含む。)		11,664	11,660	△ 4	学級数の減少に伴う教員の減等
警察部門		2,521	2,540	19	警察官の法令定数の増等
公営 企業 部門	病院	994	1,024	30	成人病センター新病棟の開設準備に伴う増等
	水道 その他	159	151	△ 8	事務事業の見直しに伴う減等
合計		18,362	18,366	4	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務部局(公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(平成25年度「滋賀県人事行政の運営等の状況公告」から)

職員数の推移

(単位：人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
一般行政部門	3,679	3,594	3,529	3,453	3,333	3,219	3,134	3,064	3,024	2,991
対前年増減数	—	△ 85	△ 65	△ 76	△ 120	△ 114	△ 85	△ 70	△ 40	△ 33
教育部門	12,105	12,020	11,738	11,651	11,698	11,664	11,612	11,642	11,664	11,660
対前年増減数	—	△ 85	△ 282	△ 87	47	△ 34	△ 52	30	22	△ 4
警察部門	2,424	2,450	2,500	2,534	2,528	2,514	2,516	2,523	2,521	2,540
対前年増減数	—	26	50	34	△ 6	△ 14	2	7	△ 2	19

Q2：職員の給料はどうやって決めているの？

A2：専門的第三者機関である人事委員会が民間企業従業員の給与、国や他の地方公共団体の職員の給与、一般家庭の生計費、その他の事情を考慮して年に一度、知事と県議会議長に給与勧告を行います。

その後、この勧告の実施について条例案を作成し、県議会の審議を経て条例で定められます。

なお、平成25年度の勧告の内容は、月例給、期末・勤勉手当について改定なし（±0）となっています。

過去5年間の勧告

	月例給 (%)	期末・勤勉 ()内は対前年削減月数
平成24年度	+ 0.09	3.95月 (± 0)
平成23年度	△ 0.31	3.95月 (± 0)
平成22年度	+ 0.09	3.95月 (△ 0.2)
平成21年度	△ 0.47	4.15月 (△ 0.35)
平成20年度	+ 0.05	4.50月 (± 0)

「月例給」欄の「△」は公務員給与を引き下げる勧告があったことを表し、「+」は引き上げる勧告があったことを表しています。

【解説1】 人事委員会勧告

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としています。

民間の給与は、労使交渉の結果であるという意味で、そこには物価や生計費など、あらゆる賃金決定要素が含まれており、このような民間給与の水準に合わせることにより、公務員給与を社会一般の情勢に適応したものとするため、民間給与との比較を基本としながら、国や他の都道府県等の勧告状況も踏まえつつ、勧告を行っています。

地方公務員の給与を決定する際の原則として、法律において次のようなものが定められています。

【職務給の原則】

地方公務員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする原則です。条例において、各給料表ごとに職員の職務の複雑、困難および責任の度に基づいて職務の級の区分を定めています。

【均衡の原則】

地方公務員の給与は、生計費や民間企業の賃金、国・他の都道府県の職員との比較などによって定めなければならないとする原則です。

【給与条例主義の原則】

地方公務員の給与は、住民の代表である議会において条例によって定めることとする原則です。

※ イメージは、次図のとおりです。

※ 詳細については、滋賀県人事委員会ホームページを参照してください。

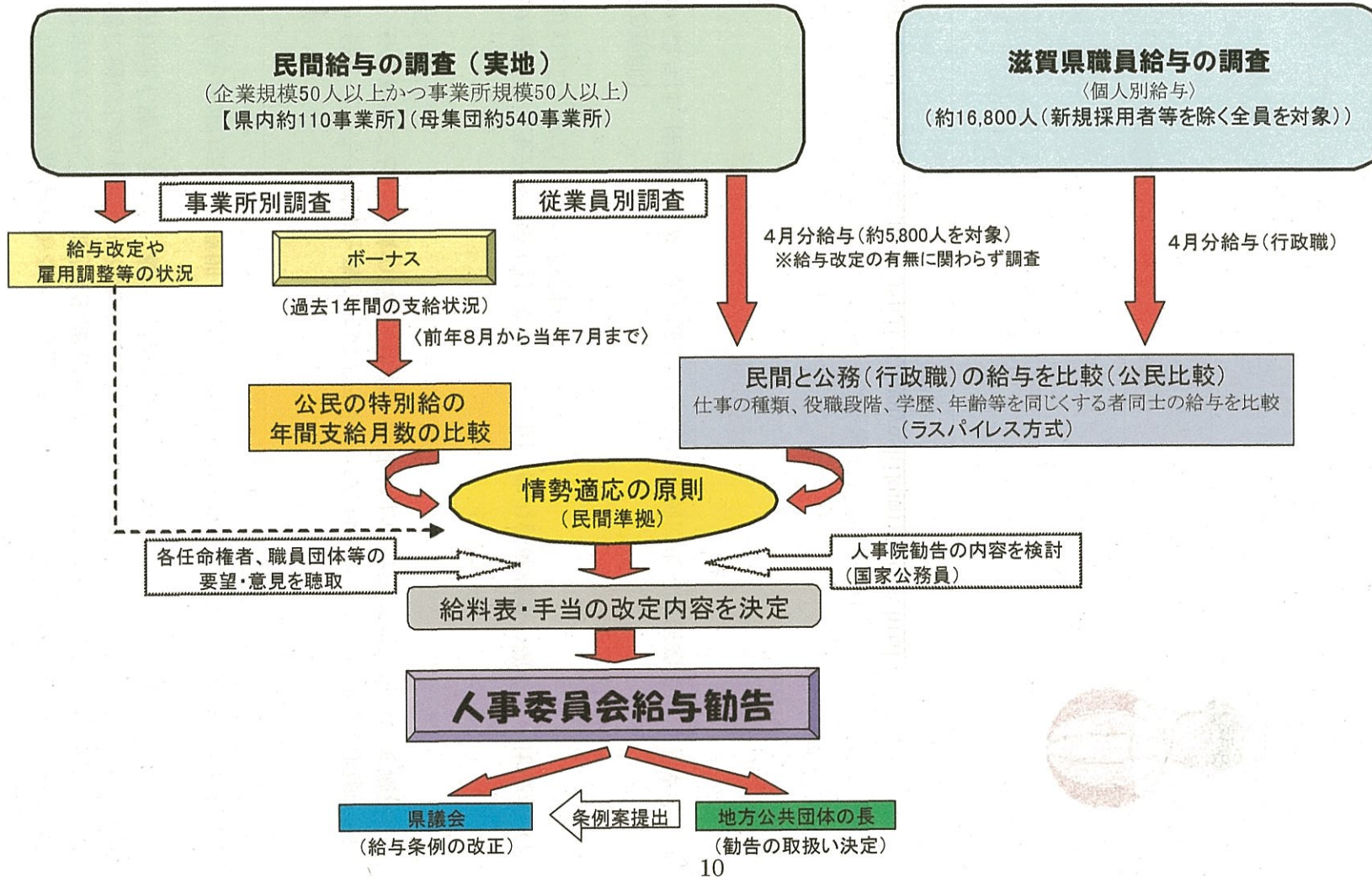
<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/jinji-i/kyuyoshikumi/index.html>



給与勧告の手順



滋賀県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



Q3：いろんな統計では公務員の給与が民間企業より高いとされているけど、 どうなの？

A3：統計調査の種類によって調査目的、対象となる事務所・対象となる従業員が異なるため、単純に比較することができませんが、代表的な調査の結果を示すと以下のとおりです。

調査名称	年間給与（平成23年）
民間給与実態統計調査（国税庁）	4,090,000 円 (事業所規模 1人以上、有期雇用者・パート労働者・アルバイト含む)
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	4,385,300 円（推定） (事業所規模 10人以上、有期雇用者・非正規雇用者含む)
職種別民間給与実態調査（人事委員会）	6,420,000 円 ※ (企業規模 50人以上かつ事業所規模 50以上の事業所、有期雇用者・パート労働者除く)

※ 職種別民間給与実態調査の年間給与は、滋賀県職員の役職・年齢などの人員構成に合わせて算出されたものです。

人事院に設置された「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」における報告書では、「公務と民間企業では、それぞれ職種、役職段階の人的構成、年齢構成、学歴構成等が異なる。このように、異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における給与の単純平均を比較することは適当ではなく、一般的と考えられる給与決定要素の条件を合わせて、同種・同等の者同士の給与を比較すべきである。」とされています。

このようなことから、民間と公務の給与を比較するうえでは、同種・同等比較の原則に則った比較方法であるラスパイレス方式による民間給与実態調査が、適切とされています。

【解説1】各種調査の違い

人事院・人事委員会の民間給与実態調査は、地方公務員給与の改定のための基礎資料を作成することを目的として、公務と類似する民間の職種について、給与の実態を調査することを目的にしていますが、国税庁や厚生労働省の調査は、勤労者全般についての賃金の実態を明らかにすることとしています。

調査目的の違いから、国税庁の民間給与実態統計調査には勤務時間の少ないパートタイム労働者（月1日以上勤務の者）も調査対象とされており、また、厚生労働省の賃金構造基本統計調査には雇用期間が短期間の非正規社員も調査対象とされています。

	国税庁	厚生労働省	人事委員会
調査名称	民間給与実態統計調査	賃金構造基本統計調査	職種別民間給与実態調査
調査目的	勤労者全般について給与階級別、事業所別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積もり、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすること	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすること	適正な公務員給与の検討を行うための資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握すること
調査対象事業所	従業員1人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
対象労働者	1年を通じて勤務した給与所得者 ・有期雇用者・パート労働者・アルバイト等を含む	常用労働者 ・有期雇用者（1ヶ月超の雇用期間の者、月18日以上雇用された者等）、 非正規雇用者を含む	公務と同職種の常勤従業員 ・有期雇用者は除く ・パート労働者は除く (官民比較の対象は事務・技術関係職種)
年間給与【平成23年】	4,090,000円 (時間外等を含む) (事業所規模1人以上)	<推定>4,385,300円 (時間外等を含まない) (事業所規模10人以上・一般労働者)	<参考>6,420,000円 ※ (時間外等を含まない) (行政職給料表適用職員)

※ 職種別民間給与実態調査の年間給与は、滋賀県職員の役職・年齢などの人員構成に合わせて算出されたものです。

(参考)

調査目的・対象等の違いから単純に比較することができませんが、平成23年賃金構造基本統計調査において、職員と職種の近い製造業の管理・事務・技術の常用労働者（短時間労働者を除く。）（男）に限定すると以下ようになります。

(単位：千円)

	年齢	きまって支給する現金給与額	きまって支給する現金給与額		年間賞与 その他特別給与額 ②	年間給与 ①×12月 +②
			所定内給与額 ①	所定外給与		
製造業「管理・事務・技術」労働者 (短時間労働者を除く)(男)	10人以上	43.2	412.9	384.3	1398.0	6009.6
	1,000人以上	42.7	466.8	428.9	1949.7	7096.5
	100~999人	43.0	387.2	363.0	1157.3	5513.3
	10~99人	45.0	339.5	323.2	598.8	4477.2

※平成23年賃金構造基本統計調査から

このほか、厚生労働省の所管する毎月勤労統計調査が行われています。この調査の概要（全国）は、次のとおりです。

- ・ 調査目的
常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国の変動を明らかにすること
- ・ 調査対象事業所
常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所
- ・ 対象労働者
常用労働者（期間を定めずに雇われている労働者、1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、日々または1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇用された労働者）

(単位：円)

月間現金給与額		現金給与総額	きまって支給する給与	きまって支給する給与		特別に支払われた給与
事業所規模				所定内給与	所定外給与	
製造業	5人以上 (合計)	313,478	300,357	270,055	30,302	13,121
	30人以上 (合計)	331,943	321,437	285,881	35,556	10,506

※平成25年8月毎月勤労統計調査確報から

Q4：給与のカットは怎么样了の？

A4： 厳しい財政状況から、滋賀県では職員の給料等の減額措置を実施しています。平成25年度の状況は、以下のとおりです。

① 知事および副知事の給与の削減

職員の区分	内 容	年間削減額
知事	給料の20%減額 期末手当の30%減額	約486万円
副知事	給料の10%減額 期末手当の25%減額	約236万円
知事・副知事 以外の特別職	給料の10%減額 期末手当の15%減額	—

※平成11年1月から平成14年度までは期末手当の減額措置を、平成15年度から給料等の減額措置を実施しています。

② 議員報酬等の削減

区 分	内 容	1人当たりの年間 削減額
議長	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	約263万円
副議長	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	約228万円
議員	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	約213万円

※平成11年1月から平成14年度までは期末手当の減額措置を、平成15年度から議員報酬等の減額措置を実施しています。

③ 職員給与の削減

平成25年7月～平成26年3月

職階ごとの削減額（行政職）

職員の区分			職階ごとの削減額（行政職）	
職員の区分	主な役職名	内 容	職階	削減額 7月～3月
行政職	9級～7級	部長、次長、課長	部長級 課長級	△ 564千円 △ 460千円
	6級～3級	参事、課長補佐、 主幹、副主幹、主査	課長補佐級 主査級	△ 292千円 △ 225千円
	2級、1級	主任主事、主事	主事級	△ 84千円

※行政職以外の職員は、行政職に準じた減額が行われています。

平成 25 年 4 月～6 月

職員の区分		内 容
一 般 職	部長級・次長級	給料の 6 % 減額、管理職手当の 1 0 % 減額
	課長級	給料の 4 % 減額、管理職手当の 1 0 % 減額
	参事級	給料の 2. 5 % 減額、管理職手当の 1 0 % 減額
	その他の職員	給料の 0. 8 % 減額 (滋賀県職員等の給与に関する条例第 20 条第 5 項の規定の適用を受けない職員等にあつては、減額なし)

※地域手当は、減額後の給料月額により算定されます。

※一般職の給料の減額措置は、平成 15 年度から 11 年連続で実施しています。

(参考)

平成 25 年度における地方公務員給与の減額要請に対する地方公共団体の取組状況については、以下のアドレスを参照してください。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei12_02000036.html

Q5：地域手当って、なあに？

A5：

① なぜ、地域手当ができたのか？

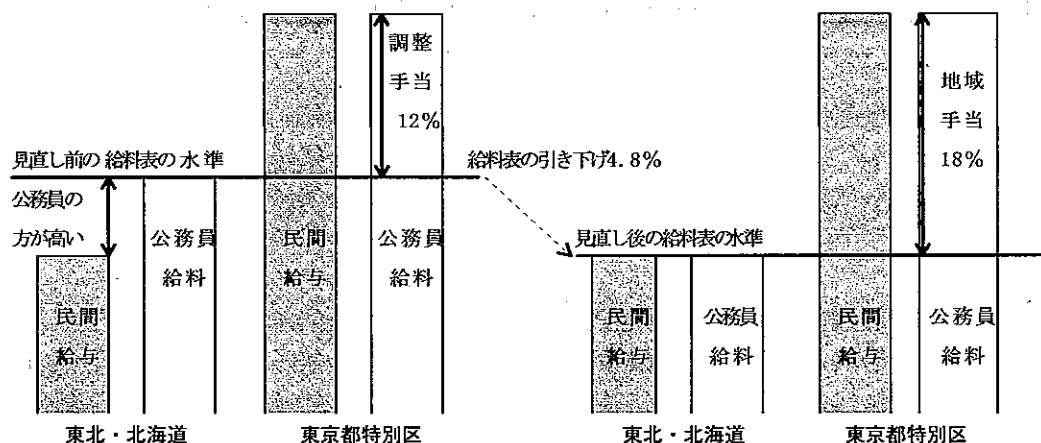
年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していくため、平成18年度に国家公務員で給与構造改革が行われ、給料表が民間給与水準の低い東北・北海道地域の水準に引き下げられました。このため、都市部地域での給与の均衡を図るための地域手当が新設されました。

② 滋賀県の地域手当

国家公務員と同じ給料表を滋賀県職員にも適用していることから、滋賀県内の民間給与と滋賀県職員の給与のバランスを調整するために地域手当を支給しています。

【国家公務員における給与構造改革のポイント】

- (1) 平成18年4月から給料表を、民間給与水準の低い東北・北海道の水準まで引下げ（国平均で△4.8%）しました。
- (2) 民間給与が高い地域には、公務員給与と民間給与のバランスを調整するため地域手当を新設しました。
 - ① 全国29都道府県で支給
 - ② 滋賀県内では10%～0%



- (3) 給料の水準は経過措置期間中、中～高齢層を昇給停止とすることにより徐々に引き下げられました。

地域手当も徐々に引き上げられ、平成22年4月に次の率を支給することとなりました。

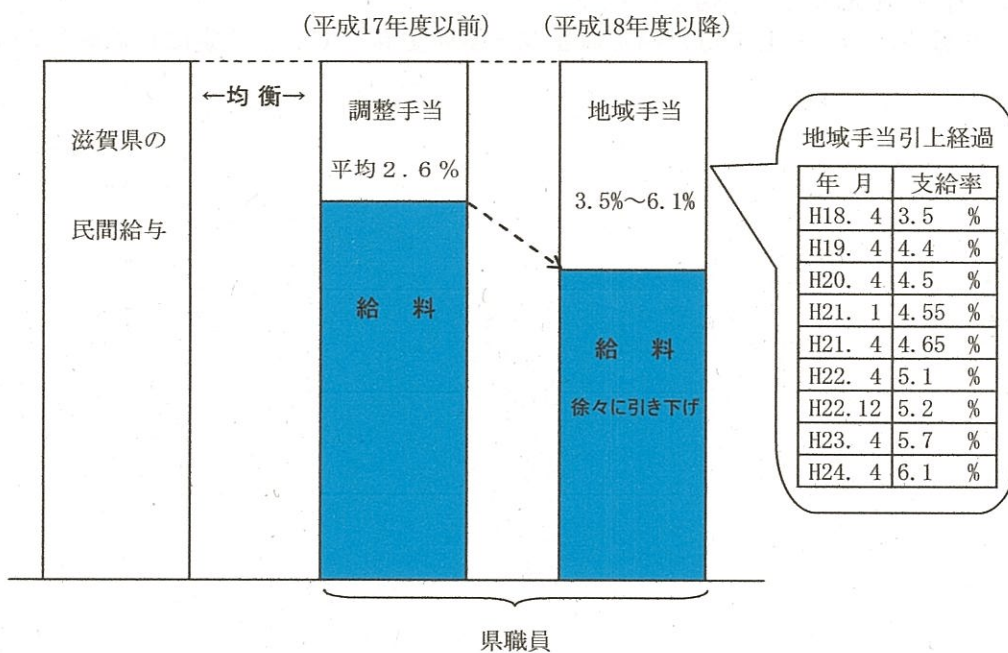
	支給率
東京都23区	18%
名古屋市	12%
大津市、草津市	10%
京都市	10%
大阪市	15%
神戸市	10%

【本県における給与構造改革について】

- (1) 滋賀県職員の給料表の水準を 5.7%引き下げました。
- (2) 国家公務員の支給率に準じた率を滋賀県内で平準化して 7.0%としました。

国の制度による指定区分	滋賀県の制度
大津市 10%	7% 〔 職員の勤務場所に 応じて平準化 〕
草津市 10%	
守山市 6%	
栗東市 6%	
彦根市 3%	
長浜市 3%	
その他 0%	

- (3) 条例で地域手当の支給率を 7.0%と規定していますが、給料の水準の段階的な引下げに対応して、地域手当の支給率を徐々に引き上げ、平成 24 年 4 月からは 6.1%となっています。



参考

- ① 滋賀県人事行政の運営等の状況公告（平成 25 年度）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kyuuyo/files/koukoku20130930.pdf>

- ② 滋賀県給与・定員管理等について（平成 24 年度）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kyuuyo/files/kyuuyokouhyou.pdf>

お問い合わせ

給与に関するお問い合わせ先は、滋賀県総務部人事課給与・公務災害担当までお願いします。
電話番号は、077-528-3156 です。メールアドレスは、bc0004@pref.shiga.lg.jp です。

また、本資料に関するご意見等がありましたら、お手数をおかけして申し訳ありませんが、
上記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、本資料につきましては、時点修正など随時更新していく予定にしております。